

第2号様式(第10条関係)

令和 2年 4月24日

沖縄県議会議長 殿

議員名

玉城 武光



令和元年度 政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和元年度 政務活動費収支報告書

議員名 玉城 武光

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	187,226	報告会会場使用料・短信ハガキ・報告会
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	7,080	書籍
事 務 所 費	642,989	家賃・電気代・水道料金
事 務 費	10,392	切手・コピー用紙・事務用品代
人 件 費	968,640	事務員給与及び労働保険料
合 計	1,816,327	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

広聴広報費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

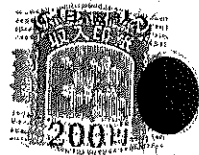
領 収 証

No 001744

得意先コード	お 得 意 先 名
	玉城武光 殿

2019年8月30日

¥ 198,720



但したまき武光県議会報告第8号

上記金額正に領収致しました。35,000部 4LX28冊掛り
(29.0X270cm)

内 訳	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	

担当者印	取扱者印

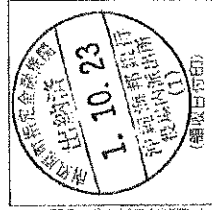
あけぼの印刷株式会社
〒900-0016 沖縄県那覇市前島3-1-17 F2
TEL (098) 861-9145
FAX (098) 861-9148

政務活動にかんする報告会のため全額充当

南風原町領収証書
財務会計 平成31年度

一般会計
公民館使用料

納付者氏名	玉城武光事務所 様		
納付書番号	20993	納付書発行日	令和元年10月18日
納付金額	5,000 円	督促手数料	0 円
合計金額	5,000 円	納付期限	令和元年10月18日



(納付書控え)

科目	公民館使用料
年度	平成31年度
通知書番号	20993
摘要	公民館使用料 (R1.9.28 附属設備費)
納付額	5,000 円
督促手数料	0 円
件数	1 件
合計金額	5,000 円
納期限	令和元年10月18日
指定納期限	

沖縄県南風原町財務会計納入通知書兼領収証書

南風原町字照屋 305-1-2-和天231-B

南風原町字菅平 950-15

玉城武光事務所 様



令和元年 9月30日

沖縄県南風原町長

赤嶺 正之

あなたの声（要求）を聞かせてください

玉城武光県議の議会報告会

●9月28日(土)午後7時●南風原町中央公民館2F

・・・案内・・・

県議会に送っていただき、3年目になりました。

この3年間、翁長・玉城デニー県政の辺野古に新基地は造らさないを基本に子供の貧困対策など県政発展のために頑張ってきました。

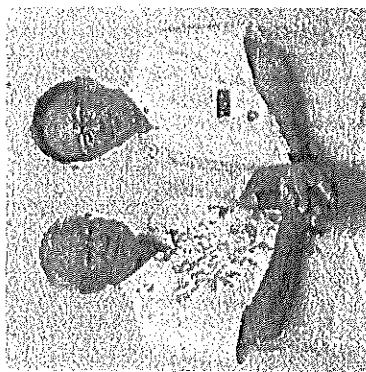
漁協長・町議員の経験を活かして、島尻・南城市の農業・畜産業の所得向上、生活基盤の改善など、県議会で取り上げてきました。

玉城デニー県政を支え、安倍政権から県民の命と暮らしを守るために、頑張ってきました。

上日程で議会報告会を開催します。

皆さんの声（要求）も聞かせて下さい。

ご参加をお待ちしています。



玉城デニー知事を支えて



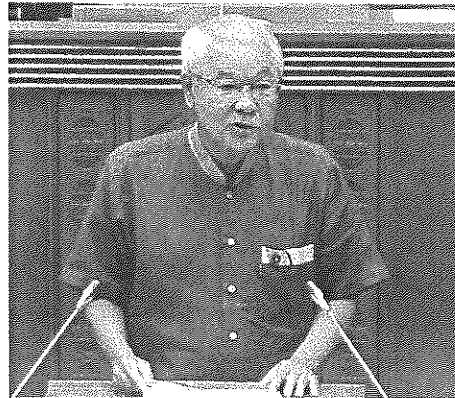
独居老人の実態と 孤立死の防止策を伺う

子ども生活福祉部長 平成30年10月1日現在、65万1061世帯で、そのうち高齢者単身世帯は8万7756世帯となっております。高齢者世帯は年々増加傾向にあり、孤立死などの懸念も高まっていることから、県では地域の老人クラブが実施する在宅高齢者に対する話し相手や日常生活の援助を目的とした訪問活動を支援しております。

ひとり暮らしの老人世帯で誰にも看取られず死亡していることが社会問題となっております。全国で、年間の死亡者数の約125万人の内約3万人が孤立死の状態で見られ、この比率はさらに増加することが予想されるとの報道もありますが、独居老人の実態を伺います。

県内8万7756世帯
総世帯数の13.47%

単身高齢者が年々増加…



玉城武光県議

参議院選挙で辺野古新基地建設反対、普天間基地の閉鎖・撤去を求めるオール沖縄の高良鉄美参院議員が、自公維が応援した候補者に6万票の差で勝利しました。ご支援ご協力ありがとうございました。

6月定例議会での一般質問は、①安心・安全で快適な社会づくり、②若者支援、③暮らし、福祉行政、④環境問題、⑤社会資本の整備、⑥漁業振興などを伺いました。

我が党の代表質問に関連する質問

国保税の均等割りは現在の人頭税ではないか

全国知事会は、政府に1兆円の公費負担を要求し、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入や、国定率負担の引き上げ等、様々な財政支援の方策を講じるとともに、国保税の負担軽減を求めており、負担軽減に対する知事の所見を伺いました。

砂川保健医療部長から、「本県の特殊事情に基づいた特設の財政支援について、市町村や国保連合会と連携し、国保財政の安定化を図る観点から国に要請していきたい。子供の均等割保険料の軽減措置が導入されれば、負担軽減につながる」との答弁がありました。

子供の数が多いほど引き上がる均等割は、子育て支援に逆行しており公費1兆円投入で廃止し、暮らしと健康を守る為にも高すぎる国保料は引き下げるべきです。

高校生の25%がアルバイト

家計を助けるために10.3%の高校生が勉学の時間を削ってまで原則禁止のアルバイトをする理由を質問したところ、「家計の助け」との回答が10.3%だったことが明らかにになりました。アルバイトをせざるを得ない家庭に対する、子どもの貧困対策という視点から支援策強化を図るべきとの指摘に対し、平敷教育長は「経済的に厳しい状況にある高校生の支援強化について、国に充実、拡充を要望している」との答弁がありました。

お金の心配なく学び、安心して子育てできる社会の実現に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。



高良鉄美氏が参院選で当選



たが外①

漁業産出額、平成22年以降7年連続増加 11年ぶりに200億円を超える



沖縄県としては、温暖な海域特性を生かした、つくり育てる漁業を推進するとともに、おきなわブランドの確立と輸送コストの低減、担い手の確保・育成により水産業の振興に取り組んでまいります。

漁獲額、漁獲量の推移と豊かな漁場を維持再生するための沖縄型つくり育てる漁業振興を強力に推進すべき、見解を伺います。

知事 漁業産出額は、平成22年以降、7年連続で増加し、11年ぶりに200億円を超える実績となっております。主な内訳は、マグロ類77億円、クルマエビ27億円、モズク33億円等となっております。また、7年間の伸び率は、53・3%と、全国平均の1・9%を大きく上回っております。漁業生産量は、22年の2万4000トンから29年3万6000トンと1万トンを超える増加となっております。

最大クラスの地震・津波を想定

地震・津波を想定

安心・安全で快適な社会づくりの災害想定について伺います。

知事公室長 地震・津波については、東日本大震災の教訓を踏まえ、切迫性の高い地震・津波のほか、科学的知見による可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定として、沖縄本島南東沖地震3連動、八重山諸島南方沖地震3連動といったマグニチュード6クラスの地震を想定しています。また、台風、高潮、河川氾濫、土砂災害等最大クラスの風水害を想定しているほか、大規模事故災害の対応も想定しております。

社会資本整備についての答弁

● 南部圏域の公共交通整備の構想と進捗状況は

企画部長 平成30年5月に沖縄鉄道の構想段階における計画書を策定し、今後は鉄道とフィーダー交通が連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、さまざまな観点から検討をおこなっていくこととしている。各地域の公共交通のあり方について市町村と協働で幅広く検討を行っていくことと、南部圏域についても早期に検討に着手できるよう市町村等と調整を重ねているところ。

● 南部東道路の早期完成の執行体制の強化と国道507号線の早期整備

土木建築部長 執行体制については、予算規模に応じた適切な職員配置に加えて、民間コンサルタント等を活用するなど事業執行体制の強化に取り組んでいる。国道507号八重瀬道路の早期整備については、今年度末までにハンサ橋を完成させることと、引き続き地元の協力を得て事業予算の確保に努め、2020年中頃の完成共用に向けて取り組む。

● 県道137号線(新里びら)の改良整備計画を早期に推進すべき

土木建築部長 県道137号線の新里びらについては、現状の交通容量に対応可能であるとともに、道路線形については道路構造法令上の曲線半径を確保している。しかしながら、勾配が急であることから、滑り止め舗装やカーブミラー等により安全対策を講じているところ。将来の改良整備については、道路利用状況を注視し、地元自治体と連携して検討していきたい。

● 県道77号線糸満与那原線の改良整備の進捗状況について

土木建築部長 東風平から屋宜原までの区間については、延長1キロメートル、道路幅員20メートルで、平成27年度から実施している。平成30年度末の進捗状況は、事業費ベースで約10%となっている。屋宜原交差点はラウンドアバウトでの整備を予定しており、地元の協力を得ながら用地取得を進め、早期完成に向け取り組む。

● 交通弱者対策について

企画部長 高齢の方や障害のある方など、交通弱者の日常生活の足を確保するため、運行収入だけでは維持が困難なバス路善に対して、国、県、市町村と協調して補助をおこなっている。人に優しい交通手段の確保するために、全ての利用者が乗降しやすいノンステップバスやわかり易いバス停標識の導入など、広域的な施策を進めてきた。

倉敷環境のごみ山に泡消火剤 142トンが廃棄された問題

新聞で報道された、倉敷環境のごみ山へ泡消火剤が廃棄されていた問題について、県はどういう指導をしたのか質問しました。

環境部長は「廃棄物処理表を取り寄せて事実確認を行っている。倉敷環境の地下水については従前からPFOS等だけではなく、ヒ素やその他の物質も検出されているので、その流出を防ぐためのバリア井戸からの揚水や、ごみ山に雨水が浸透しないようなキャッピングの指導を続けて

いる」と回答しました。同社は、関連会社とともに新たな事業計画を出しており、地元の皆さんにも十分説明しながら確実にごみ山が改善できるよう引き続きしっかり情報を収集し、指導していきたく考えているとの答弁もありました。

地元の皆さんから倉敷環境が県との約束も守らないという声もあり、徹底して倉敷環境に実行を迫るような指導強化を県に求めました。

広報紙充当可能割合確認票

議員名

玉城 武光

広報紙名	紙面割合
たまき武光 県議会報告 第8号	<ul style="list-style-type: none"> ●全体面積: $38.5\text{cm} \times 26.5\text{cm} \times 2\text{面} = 2040.5\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 168cm^2 ① $7\text{cm} \times 24\text{cm} = 168\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (168\text{cm}^2 / 2040.5\text{cm}^2) = 0.9177 \approx 91.7/100$ 以下

資料購入費

政務活動にかんする内容のため全額充当

「議会質問に活かす資料」

領 収 証

県議 玉城 武光

様 No. _____

★ 7,080円 (2019年2020年)
 但 「住良と自治」誌 (4A~3A) として
 2020年 5月 30日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜表示)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜表示)
	%	消費税額等

取 入
印 紙

コクホウケ-1097

おきなわ住民自治研究所
 那覇市寄 1-8-48
 那覇教 寄 1-7-103
 TEL 098-865-2515

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/5	家賃 4月分	50,000	全額	50,000
5/7	家賃 5月分	50,000	全額	50,000
6/5	家賃 6月分	50,000	全額	50,000
7/5	家賃 7月分	50,000	1/2	25,000
8/5	家賃 8月分	50,000	全額	50,000
9/5	家賃 9月分	50,000	全額	50,000
10/7	家賃 10月分	50,000	全額	50,000
11/5	家賃 11月分	50,000	全額	50,000
12/5	家賃 12月分	50,000	全額	50,000
1/5	家賃 1月分	50,000	全額	50,000
2/5	家賃 2月分	50,000	全額	50,000
3/5	家賃 3月分	50,000	全額	50,000
6/24	電気料金 4月分	4,092	全額	4,092
7/2	電気料金 5月分	4,606	全額	4,606
7/2	電気料金 6月分	7,455	全額	7,455
7/31	電気料金 7月分	7,418	1/2	3,709
8/29	電気料金 8月分	7,331	全額	7,331
9/26	電気料金 9月分	7,745	全額	7,745
11/6	電気料金 10月分	6,710	全額	6,710
11/30	電気料金 11月分	6,601	全額	6,601
12/29	電気料金 12月分	4,517	全額	4,517
3/8	電気料金 2月分	1,781	全額	1,781
3/28	電気料金 3月分	2,384	全額	2,384
6/4	水道料金 5月分	1,153	全額	1,153
8/2	水道料金 7月分	1,153	1/2	576
9/2	水道料金 8月分	1,153	全額	1,153
10/8	水道料金 9月分	1,153	全額	1,153
11/2	水道料金 10月分	1,153	全額	1,153
12/5	水道料金 11月分	1,174	全額	1,174
12/26	水道料金 12月分	1,174	全額	1,174
2/3	水道料金 1月分	1,174	全額	1,174
3/4	水道料金 2月分	1,174	全額	1,174
3/30	水道料金 3月分	1,174	全額	1,174
事務所費 充当合計				642,989

金額充当

※但し7月に一部
選有入替に使用した為
1/2の按分とした。

家賃払込証明書

賃借人 住所：南風原町字照屋 305-1
コーポ大てる 1-B号室

氏名：玉城 武光

家賃額 50,000 円

(上記の家賃額に共益費・駐車料金・公共料金等は含まれていない)

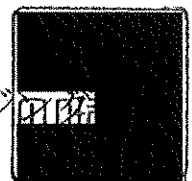
払込家賃合計 600,000 円

請求月	家賃額	入金日	備考
平成 31 年 4 月分	50,000 円	平成 31 年 4 月 5 日	
令和 1 年 5 月分	50,000 円	令和 1 年 5 月 7 日	
令和 1 年 6 月分	50,000 円	令和 1 年 6 月 5 日	
令和 1 年 7 月分	50,000 円	令和 1 年 7 月 5 日	25,000
令和 1 年 8 月分	50,000 円	令和 1 年 8 月 5 日	
令和 1 年 9 月分	50,000 円	令和 1 年 9 月 5 日	
令和 1 年 10 月分	50,000 円	令和 1 年 10 月 7 日	
令和 1 年 11 月分	50,000 円	令和 1 年 11 月 5 日	
令和 1 年 12 月分	50,000 円	令和 1 年 12 月 5 日	
令和 2 年 1 月分	50,000 円	令和 2 年 1 月 5 日	
令和 2 年 2 月分	50,000 円	令和 2 年 2 月 5 日	
令和 2 年 3 月分	50,000 円	令和 2 年 3 月 5 日	

上記賃借人より、上記の金額が払込されていることを証明いたします。

令和 2 年 4 月 21 日

(管理会社) 住 所：南風原町字津嘉山 1416-1
会社名：沖縄県農業協同組合 JAハウジング



事務所費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

4月度 27日 × 177.93 (日割り) = 4,092円

振込票 (コンビニエンスストア・MMK端. 専用)
(BILL accepted at convenience stores)

※コンビニ等取扱期限日
(Last Date at Convenience stores) 1年 6月26日
(Yr) (Mo) (D)

(注)上記期限日まではコンビニエンスストア等でのお支払いが可能です。

玉城 武光

様

H31年4月分 (Month of Issue)			
振込金額	5,694円	口座振替	421円
電気番号 (Customer Number)	店所	作業区	
26622-	61-1-4	224	5251
ご契約名義	玉城 武光		
専用連絡先	沖縄電力株式会社与那原営業所 0570-036-300 (コールセンター)		



【電気料金振込受領証】 (PHS・IP電話 098-993-7777)

上記お振込金額を受領いたしました。

被振込人 沖縄電力株式会社

お客様専用

事務所費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	2000
26622	61	1	4	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	163 kWh	令和 1年 5月分	ご利用期間 4月24日~ 5月22日 お支払期日 6月24日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	5月23日	翌月検針日	6月26日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	5553.7	前回(取付)指示数	5390.3	前月 195 前年同月 186
主		使用量	163	計器番号/取替前使用量 6552668

ご請求金額	4,606 円
(再エネ賦課金)	(再掲 480 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価		
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 3円110銭	+ 0円93銭	+ 29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円131銭	+ 0円09銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 5月分

領収金額	4,606 円
料金	4,126 円
再エネ賦課金	480 円

[再掲]
消費税等相当額 341 円
燃料費調整額 50.53 円

ご使用量 163 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月24日	07384 印
金融機関 取扱期限日	7月	19.7.02
コンビニ等 取扱期限日	7月14日	与那原 豊屋 武

沖縄電力株式会社
与那原営業所
収入印紙貼付機

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	2000
26622	61	1	4	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	256 kWh	令和 1年 6月分	ご利用期間 5月23日~ 6月25日 お支払期日 7月28日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	6月26日	翌月検針日	7月24日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	5809.4	前回(取付)指示数	5553.7	前月 163 前年同月 245
主		使用量	256	計器番号/取替前使用量 6552668

ご請求金額	7,455 円
(再エネ賦課金)	(再掲 755 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価		
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 0円93銭	+ 1円86銭	+ 29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円09銭	+ 0円19銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 6月分

領収金額	7,455 円
料金	6,700 円
再エネ賦課金	755 円

[再掲]
消費税等相当額 552 円
燃料費調整額 23.07 円

ご使用量 256 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月28日	07384 印
金融機関 取扱期限日	8月 5日	19.7.02
コンビニ等 取扱期限日	8月15日	与那原 豊屋 武

沖縄電力株式会社
与那原営業所
収入印紙貼付機

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

事務所費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
26622	61	1	4	224	5251	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	254 kWh	令和 1年 7月分	ご利用期間 6月26日~ 7月23日 お支払期日 8月23日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	ご参考使用量 (kWh)
7月24日	8月28日	7月24日	8月28日	7月24日	8月28日	前月 前年同月
今月指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	250
6063.8	5809.4		254	6552668		304

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,458 円 (再掲 749 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 1円86銭	+ 3円41銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円19銭	+ 0円34銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 7月分

領収金額	7,458 円
料金	6,668 円
再エネ賦課金	749 円
延滞利息額	40 円

【再掲】
消費税等相当額 549 円
燃料費調整額 48.22 円

ご使用量 254 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月23日	日附印	07384
金融機関 取扱期限日	9月2日	19.7.31	
コンビニ等 取扱期限日	9月12日		

沖縄電力株式会社 与那原営業所
南風原喜盛 武ファミーラート
収入印紙貼付欄

7月分 7,458円 - 40円 = 7,418円 充当
又、事務所の一部を経費処理に使用した額、1/2 掲げられた。3,709円

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
26622	61	1	4	224	5251	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	250 kWh	令和 1年 8月分	ご利用期間 7月24日~ 8月25日 お支払期日 9月25日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	ご参考使用量 (kWh)
8月26日	9月25日	8月26日	9月25日	8月26日	9月25日	前月 前年同月
今月指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	254
6313.7	6063.8		250	6552668		371

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,331 円 (再掲 737 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 3円41銭	+ 3円72銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円34銭	+ 0円37銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 8月分

領収金額	7,331 円
料金	6,594 円
再エネ賦課金	737 円

【再掲】
消費税等相当額 543 円
燃料費調整額 85.01 円

ご使用量 250 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月25日	日附印	269788
金融機関 取扱期限日	10月4日	19.8.29	
コンビニ等 取扱期限日	10月15日		

沖縄電力株式会社 与那原営業所
南風原喜盛 武ファミーラート
収入印紙貼付欄

事務所費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
26622	61	1	4	224	5251	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	263 kWh	令和 1年 9月分	ご利用期間 8月26日~ 9月24日	お支払期日 10月25日	※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	-----------------------	-----------------	---------------------------------

今月検針日	9月25日	翌月検針日	10月24日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	6576.9	前回(取付)指示数	6313.7	前月
乗率	1	使用量	263	前年同月
計器番号	6552668	取替前使用量	250	367

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,745 円 (再掲 775 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 3円72銭	+ 0円93銭	+ 29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円97銭	+ 0円98銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 9月分

領収金額	7,745 円
料金	6,970 円
再エネ賦課金	775 円

【再掲】
消費税等相当額 573 円
燃料費調整額 97.33 円

ご使用量 263 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月25日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	11月1日	19925 1584
コンビニ等 取扱期限日	11月14日	

沖縄電力株式会社 与那原営業所
収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
26622	61	1	4	224	5251	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	232 kWh	令和 1年 10月分	ご利用期間 9月25日~ 10月23日	お支払期日 11月25日	※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	------------------------	-----------------	---------------------------------

今月検針日	10月24日	翌月検針日	11月25日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	6809.2	前回(取付)指示数	6576.9	前月
乗率	1	使用量	232	前年同月
計器番号	6552668	取替前使用量	269	157

ご請求金額 (再エネ賦課金)	6,710 円 (再掲 684 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 0円93銭	- 1円89銭	+ 29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円98銭	- 0円19銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 1年10月分

領収金額	6,710 円
料金	6,026 円
再エネ賦課金	684 円

【再掲】
消費税等相当額 497 円
燃料費調整額 20.91 円

ご使用量 232 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月25日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月5日	191106 1584
コンビニ等 取扱期限日	12月15日	

沖縄電力株式会社 与那原営業所
収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

事務所費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
26622	61	1	4	224	5251	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	227 kWh	令和 1年 11月分	ご利用期間 10月24日~11月24日 お支払期日 12月25日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	--

今月検針日	11月25日	翌月検針日	12月24日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	7035.7	前回(取付)指示数	6809.2	前月
乗率	1	使用量	227	前年同月
計器番号	6552668	取替前使用量	232	172

ご請求金額 (再エネ賦課金)	6,601 円 (再掲 689 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 1円89銭 - 5円05銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円19銭 - 0円51銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-893-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 1年11月分

領収金額	6,601 円
料金	5,932 円
再エネ賦課金	689 円

[再掲]
消費税等相当額 600 円
燃料費調整額 -43.12 円

ご使用量 227 kWh

*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月25日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月27日	145922
コンビニ等 取扱期限日	1月14日	19.11.30

沖縄電力株式会社
与那原営業所
収入印紙貼付欄

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
26622	61	1	4	224	5251	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量	計	162 kWh	令和 1年 12月分	ご利用期間 11月25日~12月23日 お支払期日 1月23日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日	12月24日	翌月検針日	1月23日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	7197.3	前回(取付)指示数	7035.7	前月
乗率	1	使用量	162	前年同月
計器番号	6552668	取替前使用量	227	205

ご請求金額 (再エネ賦課金)	4,517 円 (再掲 477 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 5円05銭 - 6円83銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円51銭 - 0円88銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-893-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取りに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 [REDACTED]
ご契約種別 従量電灯
令和 1年12月分

領収金額	4,517 円
料金	4,040 円
再エネ賦課金	477 円

[再掲]
消費税等相当額 410 円
燃料費調整額 -82.57 円

ご使用量 162 kWh

*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月23日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	1月31日	191229
コンビニ等 取扱期限日	2月12日	19.12.29

沖縄電力株式会社
与那原営業所
収入印紙貼付欄

事務所費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
26622	61	1	4	224	5251	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量 計 **64 kWh** 令和 2年 2月分

ご利用期間 1月28日~ 2月24日
お支払期日 3月26日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	2月25日	翌月検針日	3月25日	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量(kWh)
主	今回指示数	前回(取付)指示数	乗率				前月 前年同月
	7389.0	7325.0	1	64	55268		128 160

ご請求金額 (再エネ賦課金) **1,781 円** (再掲 188 円)

	燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
	当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 7円58銭	- 7円58銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円76銭	- 0円76銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 2月分

領収金額 **1,781 円**

料金 1,593 円
再エネ賦課金 188 円

【再掲】
消費税等相当額 181 円
燃料費調整額 -48.62 円

ご使用量 64 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月26日	日 附 印 07384 20.3.08 南風原将屋武 ファミリーマート
金融機関 取扱期限日	4月3日	
コンビニ等 取扱期限日	4月15日	
神縄電力株式会社 与那原営業所	収入印紙貼付欄	

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 武光 様
コーポ大照 1-B

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
26622	61	1	4	224	5251	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-6622-0006-1140-0000

ご使用量 計 **88 kWh** 令和 2年 3月分

ご利用期間 2月25日~ 3月24日
お支払期日 4月24日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	3月25日	翌月検針日	4月24日	使用量	計器番号	取替前使用量	ご参考使用量(kWh)
主	今回指示数	前回(取付)指示数	乗率				前月 前年同月
	7476.7	7389.0	1	88	55268		64 158

ご請求金額 (再エネ賦課金) **2,384 円** (再掲 259 円)

	燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
	当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 7円58銭	- 7円26銭	+29円50銭	+29円50銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円76銭	- 0円73銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 武光 様

電気番号 26622- 61-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 3月分

領収金額 **2,384 円**

料金 2,125 円
再エネ賦課金 259 円

【再掲】
消費税等相当額 216 円
燃料費調整額 -66.86 円

ご使用量 88 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月24日	日 附 印 07384 20.3.28 南風原将屋武 ファミリーマート
金融機関 取扱期限日	5月1日	
コンビニ等 取扱期限日	5月14日	
神縄電力株式会社 与那原営業所	収入印紙貼付欄	

事務所費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所

宇照屋305番地の1

コーポ大てる1-B

水道番号	9-0159-02	令和 1年 6月分
使用水量	1 ㎡	内消費税額
上水道料金	1,153 円	85 円
下水道料金	***** 円	***** 円
	円	円
合計金額	1,153 円	85 円

納 付 期 限

令和 1年 6月17日

上記の金額を領収しました。

H31.04.06 ~ R01.05.06 ✓

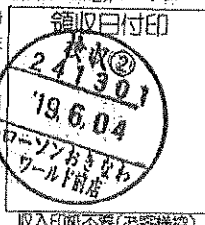
南部水道企業団

企 業 長 仲 榮 眞 弘 実

収納代行 DSK電算システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
- 金額を訂正したもので、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



収入印紙不要(お客様控)

事務所費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

576円

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	09-0159-02	令和 1年 7月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,153 円	85 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,153 円	85 円

納付期限
令和 1年 8月15日

上記の金額を領収しました。
R01.06.06 ~ R01.07.06

南部水道企業団
企業長 仲榮眞 弘実

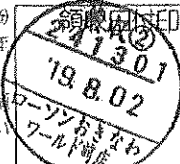
収納代行 DSK電算システム

この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。

●金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取入印紙不要(お客様控)



水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	09-0159-02	令和 1年 8月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,153 円	85 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,153 円	85 円

納付期限
令和 1年 9月17日

上記の金額を領収しました。
R01.07.06 ~ R01.08.06

南部水道企業団
企業長 仲榮眞 弘実

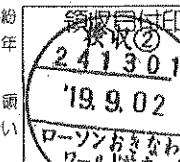
収納代行 DSK電算システム

この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。

●金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取入印紙不要(お客様控)



水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	09-0159-02	令和 1年 9月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,153 円	85 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	1,153 円	85 円

納付期限
令和 1年10月15日

上記の金額を領収しました。
R01.08.06 ~ R01.09.06

南部水道企業団
企業長 仲榮眞 弘実

収納代行 DSK電算システム

この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。

●金額を訂正したもの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

取入印紙不要(お客様控)



※ 7月は事務所の一部を
競争入札に使用した為、
1/2 控分とした。

事務所費

すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

水道料金等納付通知書兼領収証

00000000000000000000

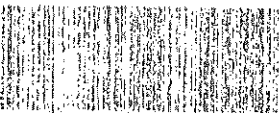
玉城 武光 様
給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	09-0159-02	令和 1年10月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,153 円	85 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,153 円	85 円

納付期限
令和 1年11月15日

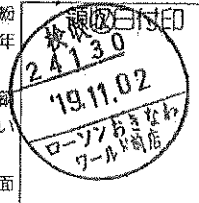
上記の金額を領収しました。
R01.09.06 ~ R01.10.06



南部水道企業団 09-0159-02
企業 長仲榮真 弘実

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5カ年間保存してください。
●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。
取入印紙不要(お客様控)



水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様
給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	09-0159-02	令和 1年11月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限
令和 1年12月16日

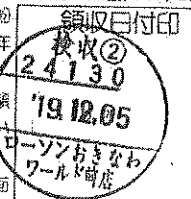
上記の金額を領収しました。
R01.10.06 ~ R01.11.06



南部水道企業団 09-0159-02
企業 長仲榮真 弘実

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5カ年間保存してください。
●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。
取入印紙不要(お客様控)



水道料金等納付通知書兼領収証

00000000000000000000

玉城 武光 様
給水場所

字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	09-0159-02	令和 1年12月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限
令和 2年 1月15日

上記の金額を領収しました。
R01.11.06 ~ R01.12.06



南部水道企業団 09-0159-02
企業 長仲榮真 弘実

収納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5カ年間保存してください。
●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。
取入印紙不要(お客様控)



すべて政務活動にかんする内容のため全額充当

水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	09-0159-02	令和 2年 1月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限	
令和 2年 2月17日	

上記の金額を領収しました。
R01.12.05 ~ R02.01.06

水道企業団
企業長 仲榮眞 弘実

取納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	09-0159-02	令和 2年 2月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

納付期限	
令和 2年 3月16日	

上記の金額を領収しました。
R02.01.06 ~ R02.02.06

南部水道企業団
企業長 仲榮眞 弘実

取納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



水道料金等納付通知書兼領収証

玉城 武光 様

給水場所
字照屋305番地の1
コーポ大てる1-B

水道番号	09-0159-02	令和 2年 3月分
使用水量	1 m ³	内消費税額
上水道料金	1,174 円	106 円
下水道料金	***** 円	***** 円
合計金額	1,174 円	106 円

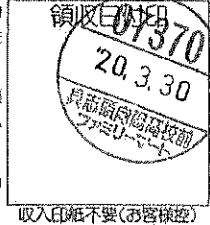
納付期限	
令和 2年 4月15日	

上記の金額を領収しました。
R02.02.06 ~ R02.03.06

南部水道企業団
企業長 玉城秀樹

取納代行 DSK電算システム

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせの番号は裏面に記載しております。



事務所概要申告票

議員名 玉城 武光


1. 物件の所在

住所	南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
電話番号	098-889-8510

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城 武光 

賃借人 氏名





住所



事務所費充当状況申告票

議員名 玉城 武光

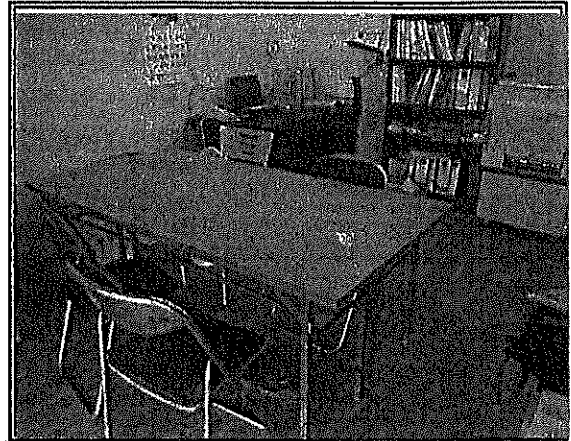
1. 事務所の状況

住所	南風原町字照屋305-1 コーポてる1-B
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	100%
------	------

充当割合の説明：

議会活動に資する事務所

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	50,000 円	家賃(月額)	50,000 円
その他	仲介手数料 10,800 円	その他	仲介手数料 10,800 円
	円		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城武光



賃貸借契約書

契約期間: 29年 3月 6日~

物件名: コーポ大てる 1-B号室

物件住所: 南風原町字照屋305-1

賃借人: 玉城 武光

電気	0120-586-390	賃料支払日	毎月 5日 15日
水道	098-998-2151	保証会社	琉球セーブティール(株)
ガス	098-889-6925	駐車場No.	
		農協プロパン	

本契約を締結する場合には借主は1ヶ月前までにご連絡ください。
1か月に満たない場合には、ご連絡のあった日から1ヶ月分の賃料をお支払いいただきます。
車庫証明の発行を希望される方は保証金をお預かりいたします。
採消の手続きが済みましたら保証金の返金をいたします。



南風原支店 TEL 098-889-2189

賃貸借契約書

免許番号 沖縄県知事(3)3470号

◆目的物の表示	名称: コーポ大てる		1-B 号室
建物	所在地: 南風原町字照屋305-1		
◆賃料等	構造: RC 造	4 階建て	間取り JR
賃料	家賃: 月額 50,000 円	敷金: 50,000 円	
	共益費: 月額 0 円	礼金: 0 円	
	駐車場: 月額 0 円	火災保険: 0 円	
振替	口座番号	口座名義	賃料支払日
			5日 15日
使用目的	事務所	保証会社	琉球セーブティール(株)
契約期間	平成 29 年 3 月 6 日~		5日 まで、以後自動更新

本契約書の全文を承認し、ここに記名・押印いたします。 平成29年 3月 6日

貸主(甲) 住所: [Redacted] 氏名: [Redacted]

借主(乙) 前住所: 八重瀬町字長毛239-1 TOKEN/098/102
氏名: 玉城 武光
TEL: [Redacted]

連帯保証人 住所: [Redacted] 氏名: [Redacted]
続柄: [Redacted]
【女人】 TEL: [Redacted]

同居者(入居者)・緊急連絡先	TEL	続柄	氏名	TEL
続柄				

特約事項
1. 継続入居のため、別紙の賃借権譲渡承諾書のとおり、敷金(50,000円)を除いた賃貸借契約の一切を
引き継ぐものとする。



南風原支店
代表理事 南風原 大城 勉
098-889-2189
南風原町字山川526
(沖縄) 南

管理会社(丙) 仲介業者
代表者名
取引主任者登録番号
宅地建物取引主任者

第8条 (乙の管理)

- 1 乙は、本物件及び共用部分その他付随施設を善良なる管理者の注意をもって、使用する義務を負う。乙の責任にて本物件に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に回復しなければならぬ。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結後に甲または丙は、乙へ入居に必要な本物件のカーキを貸与する。乙は、これらのカーキを善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は毀損したときには、新たなカーキの設置費用はこの負担とする。
- 5 乙は、カーキの追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行つてはならない。
- 6 乙は、本物件に人員を、自己の重傷を患ふ者や動物を飼育する者等の変更事由があった場合には、乙は速やかに電話番号及び変更事項等を甲又は丙へ通知しなければならない。

第9条 (禁止又は制限される行為)

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡又は質借してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替えまたは本物件の敷地内における工作物の設置をおこなってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 飲酒、刀剣類または銃器、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
 - (2) 大型の金庫その他の重量物当を搬入しまたは備え付けること。
 - (3) 配水管を腐食させおそれのある液体を流すこと。
 - (4) 大量量でテレビ・ステレオ・カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
 - (5) 騒音、雑音等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育または搬入すること。
 - (6) 反社会的勢力に賃借権を譲渡または転借、出入りさせること。
 - (7) 本物件を反社会的勢力の事務所の他の活動の拠点に供すること。
 - (8) 本物件または本物件の周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威嚇を示すことにより付近の住人または通行人に不安を覚えさせること。

第10条 (修繕)

- 1 甲は、本第1号から第3号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となつた修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 甲は、本第1号から第3号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となつた修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第1号から第3号に掲げる修繕を自らの負担において行つてはならない。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲または丙の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。
 - (1) 階段・廊下等共用部分への物品の設置及び看板・ポスター等の広告物の掲示

第11条 (契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、甲は本契約をなんら催告無しに解除し、即時明け渡し要求をすることができ、乙はこの請求を拒否できない。
 - (1) 第4条(賃料及び共益費)に規定する負担義務。
 - (2) 第10条(修繕)に規定する負担義務。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を解除することが困難であると認められるに至つたときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 第3条(使用目的)に規定する義務
 - (2) 第8条(乙の管理義務)に規定する義務
 - (3) 第9条(禁止又は制限される行為)に規定する義務

第1条 (契約の種類)

- 1 貸主(以下「甲」という。)、及び借主(以下「乙」という。)、管理会社(以下「丙」という。))は、表記の物件(以下「本物件」という。))について、賃貸借契約(以下「本契約」という。))を以下のとおり締結した。

第2条 (契約期間)

- 1 契約期間及び本物件の引渡し時期は、表記に記載のとおりとする。
- 2 甲及び乙は、双方からなる合意の申し出がないとき、本契約はさらに1年間自動的に更新されるものとすし、その後もこれに準ずる。

第3条 (使用目的)

- 1 乙は、表記に記載する使用目的以外に本物件を使用してはならない。
- 2 乙は、使用目的を変更する場合は、甲又は丙の書面による承諾を得なければならない。

第4条 (賃料等及び共益費)

- 1 乙は、表記の記載に従い、賃料等及び、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な水道光熱費に充てる為、共益費を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、賃料等及び共益費の支払方法について表記に記載する。指定金融機関及び貯金口座からの自動振替支払を甲に依頼する。
- 3 賃料等及び共益費の支払い義務は、表記の契約期間の始期日から発生するものとする。但し、1ヵ月に満たない期間の賃料は1ヵ月を30日として日割計算した額とする。
- 4 甲は、次の各号に該当する場合には、契約期間中であっても、賃料等及び共益費の改定をすることができ
 - (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担増減により賃料等及び共益費が不相当となつた場合。
 - (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料等及び共益費が不相当となつた場合。
 - (3) 近隣同様の建物の賃料に比較して賃料等及び共益費が不相当となつた場合。
 - (4) 維持管理の増減により共益費が不相当になつた場合。

第5条 (負担の帰属)

- 1 乙は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 3 契約期間中、町内会費・その他本物件に入居し生活するに当たって生じる諸費用、会費等については乙の負担とする。
- 4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、借戸室に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入する。

第6条 (敷金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れられるものとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもつて賃料等共益費等その他の債務と相殺することはできない。
- 3 甲は、本物件の明け渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務(賃料等及び共益費の滞滞、原状回復に要する費用の未払い等)を敷金から控除し、なお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、遅滞なくその残額を無利息で乙に返還しなければならない。

第7条 (反社会的勢力ではないことの特約)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を誓約する。
 - (1) 自ら、及び所属による不当な行為の防止等に関する法律(平成9年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2) 甲又は乙が、法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が、反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を終結するものではないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - A 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - A 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第8条 (契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、甲は本契約をなんら催告無しに解除し、即時明け渡し要求をすることができ、乙はこの請求を拒否できない。
 - (1) 第4条(賃料及び共益費)に規定する負担義務。
 - (2) 第10条(修繕)に規定する負担義務。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を解除することが困難であると認められるに至つたときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 第3条(使用目的)に規定する義務
 - (2) 第8条(乙の管理義務)に規定する義務
 - (3) 第9条(禁止又は制限される行為)に規定する義務

第12条 (乙からの解除)

1 乙は、甲に対して少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から30日分の賃料(本契約の解約後の賃料等及び共益費相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して30日を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

第13条 (明渡し及び明渡し時の原状回復)

1 乙は、第11条(契約の解除)の規定に基づき、本契約が解除された場合には、直ちに本物件を明渡ししなければならない。
2 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件のかがき及び壊れたかきを甲または甲に返還しなければならない。
3 本契約終了時に本物件内及び本物件周辺に残置された乙の所有物があるときは、乙がその時点でこれを放棄したとみなし、甲はこれに必要な範囲で任意に処分し、その処分に関し費用を乙に請求することができる。
4 乙は、本契約終了する日までに(第11条「契約の解除」の規定に基づき本契約が解除された場合においても)通常の使用損耗・経年変化がないについては本物件を原状回復をしなければならない。
5 甲及び乙は、本契約時に、本契約に係る明渡し時の原状回復の条件について、別表の記載によることを確認した。
6 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、別表の記載に基づいて行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。ただし、原状回復の方法は、別表に特段の定めがない限り、甲が工事の手配等を行うものとし、乙は、自らの負担部分に係る費用を甲に対し支払うものとする。

第14条 (立ち入り)

1 甲又は丙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときには、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。
3 甲又は丙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

第15条 (連帯保証人)

1 連帯保証人は、乙と連帯して本契約の合意(自動)更新または法定更新の如何にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる一切の債務を負担する。
2 乙又は連帯保証人は、連帯保証人が死亡・所在不明・被保険人・成年被後見人・無資力等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状況になった場合は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。この場合、乙は要やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更しなければならない。

第16条 (家賃保証会社)

1 本契約は家賃保証会社の家賃保証会社により乙の家賃債務を担保するものとする。
2 家賃保証会社の内容については別に定めることによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

第17条 (契約の消滅及び免責)

1 本契約は、天災、地震、火災その他の甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。
2 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力が認められる事故(前号の場合を含む)または甲若しくは乙の責に帰さない雷電、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

第18条 (協議)

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

第19条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

すべて政務活動に関する内容のため全額充当

領収書

様

[販売]	
ふ・国土緑化・愛知・ふ・152 62円 70枚	¥4,340
19年夏グリーンティング・62 620円 5枚	¥3,100
62円普通切手 62円 4枚	¥248
小計	¥7,688
課税計	¥0
(内消費税等	¥0)
非課税計	¥7,688
合計	¥7,688
お預り金額	¥10,000
おつり	¥2,312

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 6月 7日 15:37
担当：[REDACTED]
発行No. 190607J6150 端N95箱01
連絡先：宮平郵便局
TEL:098-888-3533

領収書

様

[販売]	
62円普通切手 62円 32枚	¥1,984
小計	¥1,984
課税計	¥0
(内消費税等	¥0)
非課税計	¥1,984
合計	¥1,984
お預り金額	¥10,000
おつり	¥8,016

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 6月10日 13:01
担当：[REDACTED]
発行No. 190610J6172 端N95箱01
連絡先：宮平郵便局
TEL:098-888-3533

すべて政務活動に関する内容のため全額充当

領 収 証

№ 004719

玉城武光事務所 様

R1 年 9 月 20 日

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				7	7	2	0	-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/

但 コピー用紙代

上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

ビジネス Depot
合同会社 南風原事務用品
〒901-1116 南風原町字照屋 331 番地
電話 (098) 889-3701
FAX (098) 889-5986

係
印

経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
7/9	労働保険 令和元年度	8,640	全額	8,640 ✓
4/5	事務員 給与4月分	80,000	全額	80,000
5/2	事務員 給与5月分	80,000	全額	80,000
6/5	事務員 給与6月分	80,000	全額	80,000
7/5	事務員 給与7月分	80,000	全額	80,000
8/5	事務員 給与8月分	80,000	全額	80,000
9/5	事務員 給与9月分	80,000	全額	80,000
10/4	事務員 給与10月分	80,000	全額	80,000
11/5	事務員 給与11月分	80,000	全額	80,000
12/5	事務員 給与12月分	80,000	全額	80,000
1/6	事務員 給与1月分	80,000	全額	80,000
2/5	事務員 給与2月分	80,000	全額	80,000
3/5	事務員 給与3月分	80,000	全額	80,000
人件費 充当合計				968,640

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※ 取扱店名
 沖縄労働局

※ 取扱行番号
 00075679

※ 取扱店
 0847

※ 取扱店
 6118

※ 平成
 31

※ 年度
 31

都道府県	所帯	番号	基	番号	支	番号	※ CD
47	10	1037020	1	000	9		

※ 会計年度(元号:平成は7) ※ 徴収年度(元号:平成は7)

7-31-31

※ 取扱区分
 62

※ 取扱区分
 62

納付の目的
 1. 平成 31 年度 概算 (元号は10) 1 期
 2. 平成 30 年度 概算 (元号は10) 1 期

住所 〒901-1116 那覇原町
 字 照屋
 305-1
 コーポ大てる 1-B号室
 (氏名) 玉城武光事務所
 玉城 武光

08-E005550 AA1A47R009342#
 47101037020-000 0009342

納付の場所
 日本銀行(本店・支店・代理店又は納入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険特別会計歳入徴収官

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

労働保険特別会計	労働保険特別会計	労働保険特別会計	労働保険特別会計	労働保険特別会計	労働保険特別会計
円	千	百	十	百	十
0	2	5	1	1	7
0	0	0	0	0	0
9	3	1	1	1	9

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

1.7.9
 領収

(納付者渡し)

保険料
 8640円

<計算式> 11,520円 - 2,880円 = 8,640円

充当金額 8640円 充当割合全額

<政務活動力に関するため>

人件費

人件費
全額充当

領 収 証 玉城武光事務所 様 No. _____

★ 金 80,000円也

但し 4月度給与として

2019年 5月 2日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

取 入
印 紙

コクヨ ヴケ-1097

領 収 証 玉城武光事務所 様 No. _____

★ 金 80,000円也

但し 5月度給与として

2019年 6月 5日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

取 入
印 紙

コクヨ ヴケ-1097

領 収 証 玉城武光事務所 様 No. _____

★ 金 80,000円也

但し 6月度給与として

2019年 7月 5日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

取 入
印 紙

コクヨ ヴケ-1097

人件費

全額充当

領 収 証

玉城武光事務所 様

No. _____

★ 金80,000円也

但し 7月度給与として

2019年8月5日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

取 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

玉城武光事務所 様

No. _____

★ 金80,000円也

但し 8月度給与として

2019年9月5日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

取 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

玉城武光事務所 様

No. _____

★ 金80,000円也

但し 9月度給与として

2019年10月4日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

取 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

人件費

全額支給

領 収 証

玉城武光事務所

様

No. _____

★ 金 80,000円也

但し 10月度給与として

2019年 11月 5日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

玉城武光事務所

様

No. _____

★ 金 80,000円也

但し 11月度給与として

2019年 12月 5日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

玉城武光事務所

様

No. _____

★ 金 80,000円也

但し 12月度給与として

2020年 1月 6日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

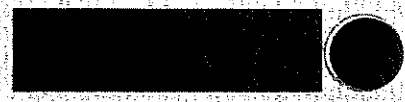
人件費
金額充当

領 収 証 玉城武光事務所 様 No. _____

★ 金 80,000円也
但し 1月度給与として
2020年 2月 5日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙
コクヨ ウケ-1097

内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)



領 収 証 玉城武光事務所 様 No. _____

★ 金 80,000円也
但し 2月度給与として
2020年 3月 5日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙
コクヨ ウケ-1097

内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)



領 収 証 玉城武光事務所 様 No. _____

★ 金 80,000円也
但し 3月度給与として
2020年 4月 3日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙
コクヨ ウケ-1097

内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)



令和元年度雇用職員申告票

議員名 玉城 武光

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和元年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[Redacted]



住所

[Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

玉城武光



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 玉城 武光 】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集(新聞・雑誌・書籍・資料等) ・現地調査に係る補助随行(写真撮影、メモ作成等) ・訪問先との連絡・調整等	5%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営(プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等)等	5%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配布等	5%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成等	50%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営(資料作成、開催周知連絡、調整等) ・企業会団体との意見交換会の準備・運営等	20%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成等	5%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・政党の会議準備や資料の作成 ・後援会の名簿管理等	0%

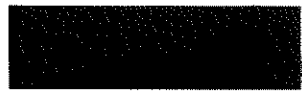
令和元年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

玉城武光



被雇用者



雇用契約書

氏名	[REDACTED]	生年月日	[REDACTED]
住所	[REDACTED]	電話番号	[REDACTED]

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成 31年 4月 1日 ~ 令和 2年 3月31日
主な就業場所	玉城武光事務所 南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類の作成
就業時間	午前11時から午後4時まで(5時間)
休日	土、日、祝日
給与(賃金)	月給 80,000円 (時給 1,000円 月16日 勤務)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成 31年 4月 1日

雇用者 氏名

玉城武光 印



被雇用者 氏名



印



平成31年

令和元年度 雇用職員出勤簿

【 4 月】

雇用職員名: [REDACTED]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
●		●	●	●			●		●	●				●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	●		●			●	●	●		●				●

【 5 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●	●				●		●	●				●	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	●			●	●	●					●	●	●		●

【 6 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		●	●	●		●			●	●	●		●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●	●	●		●			●	●	●		●		

【 7 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
●	●	●		●			●	●	●		●			

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●	●		●			●	●			●			●	●	

令和元年度 雇用職員出勤簿

【 8 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	●			●	●	●		●				●	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
●			●	●	●					●	●	●		●	

【 9 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●	●	●		●			●	●	●		●		

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	●	●		●				●	●		●			●

【 10 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	●		●			●	●	●		●				●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●		●			●	●	●	●				●	●		

【 11 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●				●	●	●	●			●	●	●		●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		●	●	●		●			●	●		●		

令和元年度 雇用職員出勤簿

【 12 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●	●	●		●			●		●		●		

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	●	●		●				●	●	●	●				

【 1 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
					●	●	●	●	●				●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	●			●	●	●		●			●	●	●		●

【 2 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		●	●	●		●			●		●	●	●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
	●	●	●		●			●	●	●		●			

【 3 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●	●	●		●			●	●	●		●		

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	●	●					●	●	●		●				●